

県民・事業者の皆様へ

愛媛県知事 中村 時広

新型コロナウイルス感染症に関する特別警戒期間の延長について

県民・事業者の皆様には、日常生活や社会経済活動において、新型コロナウイルス感染症の拡大回避行動を実践いただき、感謝申し上げます。

さて、本県では、年明けに顕著となった感染拡大を抑え込むため、1月8日以降を「特別警戒期間」として、県民・事業者の皆様へ、特別措置法に基づく行動自粛等を要請するとともに、松山市内の酒類を提供する飲食店に対し、営業時間短縮の要請を行ってきたところです。

この間、県民・事業者の皆様の御理解と御協力のおかげで、県内の感染状況は、はっきりと減少傾向に転じてきました。

特に、多くの飲食店の皆様へ、20時までの営業時間の短縮要請に応じていただいたことで、年明け以降の感染拡大の主な契機となった会食・飲食店由来の陽性確認は、1月17日を最後に発生しておらず、皆様の御努力と御協力が実を結んでいるものと考えています。時短に応じていただいた飲食店の皆様へ、改めて、感謝申し上げます。

また、新規事例の減少とともに、家庭内感染、感染経路不明も減少しており、市中に広く薄く浸透していた感染リスクを、ようやく抑えられつつある段階に至ったものと考えております。

こうした状況を受け、療養・入院患者の状況も相当程度改善されてはおりますが、現在、70歳以上の方が入院患者の7割以上を占め、医療現場の負担のピークは越えていません。高齢者は入院が長期化する傾向があり、この間に陽性確認が増加傾向に転じれば、再び医療機関への負荷が急増するリスクは残っています。

加えて、全国的な感染状況はピーク時に比べると減少傾向に転じているものの、先般、10都府県を対象に、緊急事態宣言が延長されるなど、県外からの持ち込み・持ち帰りによる感染リスクには依然として強い警戒が必要です。

これら足元の感染状況や医療現場への負荷、専門家の意見や国の緊急事態宣言の延長等を踏まえ、総合的に検討した結果、別添のとおり、「特別警戒期間」を当面、3月7日まで再延長することとしました。

現在お願いしている日常生活における行動自粛等につきましては、特別措置法に基づき、引き続き要請します。特に、県外からの持ち込み・持ち帰りリスクには気を付けていただき、緊急事態宣言下にある特定都道府県はもとより、感染拡大が収まっていない地域との不要不急の往来や、これらの地域の方々との会食は、基本的に自粛していただきますようお願いいたします。

また、最も避けなければならないのは、家庭内感染を通じて医療機関や高齢者施設等にウイルスが持ち込まれ、施設内で広がることです。家庭内感染を防ぐことは困難であり、重要なことは家庭内へのウイルスの持ち込みを回避することです。医療・福祉関係者や、こうした方と同居されている皆様におかれては、できる限り、ご家族以外の会食を控えていただくようお願いします。

ただし、松山市内の酒類を提供する飲食店への営業時間短縮の要請は、2月7日をもって終了します。

1月13日からの約3週間、飲食店のみならず、食材や飲料の取引業者、農林水産物等の生産者、さらには、タクシー等の交通関係者など、関係する多くの事業者の方々に、厳しい経営環境の中で、耐えていただけてきました。

県におきましては、時短要請の終了に合わせ、2月8日から、県民限定の県内宿泊旅行の割引を追加発行するとともに、G・O・T・O・イートの新規販売を再開するほか、県内市町による消費を後押しする取り組みなどをPRすることで、県内の事業者・生産者の皆様に応援させていただくこととしました。

県民の皆様におかれましては、「4人以下の少人数で、長時間を避け、同居のご家族やいつも顔を合わせているメンバーでの会食の徹底」や、「感染拡大地域の方々とのお食事は避けていただく」など、感染拡大防止策の徹底を前提に、これまで協力いただけてきた飲食店やその取引業者の皆様などを応援する気持ちをもって、ご利用いただき、地域の消費回復に御協力いただきますようお願いいたします。

少しの油断や気の緩みが、即座に感染拡大に繋がります。県内の感染をしっかりと抑え込み、医療現場の負荷を大きく減少させるためには、この2月がとて大事な時期です。

この難局を県民一丸となって乗り切り、新たな出会いや別れ、門出や旅立ちなど、多くの方々にとって特別な節目の時期となる3月、4月を、明るい愛顔で迎えられるよう、決して警戒を緩めることなく、一層の感染回避行動の徹底をお願いします。

なお、特別警戒期間の延長については、本日の記者会見でご説明しましたので、県民の皆様におかれては、以下の2次元コードから、本日の会見の録画データをご覧くださいますようお願いいたします。

